高齢者権利擁護・虐待防止と対応

宮城県社会福祉士会 副会長

宮城県ケアマネジャー協会 事務局長　小 湊 純 一。

１　権利侵害の背景

（１）障がい等により自分の権利を自分で守れない。

（２）世話をする側とされる側の上下関係がある。

（３）生活支援の場が密室になる。

（４）認知症・高齢障害者の理解が不足している場合がある。

（５）権利擁護・人権感覚の理解が不足している場合がある。

（６）自分で情報を集めて選び判断することが難しい。

（７）人には「相性」がある。

（８）後見のシステムがまだ一般化していない。

２　高齢者ケアの指針

|  |
| --- |
| （高齢者ケアの基本理念）～自立支援～１　自己決定の尊重利用者の選択可能な，個人を尊重した個別的サービスを事前に提案して知らせ，利用者自らの決定を尊重してサービスを提供します（継続や変更，中止等も含む）。自己決定能力を評価し，必要に応じて後見人（家族等）によって決定する場合もあります。２　残存能力の活用（能力の発揮）利用者の残存能力に着目して個々のニーズの客観的な把握・分析を行い，自立を援助及び促進する目的でサービスを提供します。利用者は，一度失われた能力を回復するためのリハビリテーションに努めるとともに，残存能力を維持・開発し，日常生活に活用することが求められます。３　生活（サービス）の継続性（継続性の尊重）居宅サービスと施設サービスの継続性や，広く福祉保健・医療全般にわたる連携に基づく対応を積極的に進めます。利用者の心身の機能に障害があってケアを受ける状況でも，その人の生活を維持・継続していけるよう，利用者の生活の継続性を尊重したサービスを提供します。 |

|  |
| --- |
| （高齢者ケアプラン策定の基本）　１ 治るものは治す。（改善する可能性、維持の必要性、悪化の危険性）　２ 治らなければ補う。　３ 予防する。 |

|  |
| --- |
| （介護保険のアセスメント）３　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。４　計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。５　計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供す |

|  |
| --- |
| （介護老人福祉施設のケア）(介護)第十三条　介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。２　指定介護老人福祉施設は、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。３　指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。４　指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。５　指定介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。６　指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。７　指定介護老人福祉施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。８　指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その負担により、当該指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。(食事)第十四条　指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜し好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。２　指定介護老人福祉施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。(相談及び援助)第十五条　指定介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。(社会生活上の便宜の提供等)第十六条　指定介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。２　指定介護老人福祉施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。３　指定介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。４　指定介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。(機能訓練)第十七条　指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。(健康管理)第十八条　指定介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。 |

３　高齢者虐待に関するアセスメントの目的

　虐待や放置を受けている高齢者、または虐待の危険性を把握し、即時の対応が必要かどうかの状況を判断する。虐待を発見した場合にはしかるべき機関に報告する。

４　高齢者虐待を把握する項目

下記に１つ以上該当すれば、より詳細にアセスメントする必要がある。

（１）家族や現在介護をしてもらっている者に対して恐れをいだいている

（２）説明がつかない怪我、骨折、火傷がある

（３）放置、暴力等の虐待を受けている

（４）身体抑制を受けている

（５）財産が搾取されている

５　高齢者虐待の定義

　近年、高齢者の虐待について関心が高まっているが、問題は十分に理解されているとは言えない。多様な状態を包括する定義は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」により明文化されたが、すべてを包括するものではない。高齢者の虐待には遂行（虐待）または放置（無視）があり、故意に苦痛を与えようとした場合と介護者あるいは虐待者の不十分な知識、燃え尽き、怠惰から無意識に苦痛を与えてしまう場合とがある。

　高齢者に対する不当な扱いは以下に分類される。

（１）身体的虐待

　　　身体的苦痛や障害（性的な虐待を含む）を与える。

（２）心理的（精神的）虐待

　　　ひどい精神的苦痛（恥をかかせる、おびえさせることを含む）を与える。

（３）放置（ネグレクト）

　　　介護の義務の拒否や失敗（放置するのみならず、必要な食べ物や医療等のサービス、

　　眼鏡などを与えないことを含む）。

（４）経済的虐待

　　　所持金や財産の不法、または不適切な搾取または使用。

６　高齢者虐待問題の背景

　　虐待が起こりやすい状況は以下のとおりである。

（１）高齢者の身体、認知障害

（２）高齢者の虐待者への依存

（３）虐待の高齢者への依存（特に経済的援助を受けるなど）

（４）虐待者の精神的状況（薬物乱用や精神疾患の既往など）

（５）家族の社会的孤立

　　「新たな適応力を必要とする新たな生活様式の変化（ストレスとなる生活上の出来事）」

　と「暴力の既往」の２つの要因は子供や夫婦間の虐待に関連することわかっているが、

　高齢者の虐待との関連は今のところ明らかでない。しかし、このことはケアプランを作

　成するときに考慮する必要がある。

７　高齢者虐待対応の指針

（１）虐待の判断

　　①　虐待や放置、搾取を判断するためには、その頻度、継続時間、激しさ、重大性、

　　　結果を把握し検討する。

　　②　虐待を見分けるには、利用者自身の認識、つまり本人がその行動を虐待としてと

　　　らえているか、それを改めるための対応を受け入れる用意があるか、によって左右

　　　されることが多い。

　　③　虐待と放置をスクリーニングするには以下を確認する必要がある。

　　　ア　現時点での問題は何か。

　　　イ　虐待、放置、搾取の危険性があるか。

　　　ウ　問題の性質として激しいか、頻回に起こるか。

　　　エ　危険性の緊急度はどうか。

　　　オ　介護者が虐待者となりうるか。

　　　カ　家族のケアは一貫性があって質が高いか。

　　　キ　過去に介護者が暴力をふるったり、虐待や放置、搾取しているか。介護者は本

　　　　人以外の他者に暴力をふるったことがあるか。

　　　ク　在宅サービス（フォーマルサービス）は信頼できるか。

　　　ケ　在宅サービスの機関のスタッフは、根底にある問題に対応する姿勢をとってい

　　　　るか。

　　　コ　家族は問題を改めようとする用意があるか。

　　　サ　虐待を行なっている者、または利用者に薬物依存はあるか。

　　　シ　状況は緊急を要するか。

　　④　アセスメントの目標は、以下を把握することである

　　　ア　虐待、放置、搾取が起きているか。

　　　イ　本人が自己の利益にそって意思を決定し、同時に自分で決定したことのもたら

　　　　す影響について理解する能力があるか。

　　　ウ　本人の危険性はどのようなレベルか。

　　　エ　福祉、医療、裁判所による法的仲裁、保護等の緊急介入の必要性はあるか。

　　⑤　アセスメントの最初の段階は、虐待が本当にあるのかを確かめることである。介

　　　護者が善意を持っているにもかかわらず、迫害されている錯覚苦しんでいる高齢者

　　　もいる。このような高齢者は専門家による精神科的治療を受ける必要がある。

（２）分析の方法

　　①　利用者との面接

　　②　利用者に脅迫的と受け止められない方法で面接し、虐待の訴えやアセスメント項

　　　目によって虐待を確認する。

　　③　当初はできないかもしれないが、虐待しているかもしれない者は同席せず、本人

　　　と２人だけで話を聞くことが重要である。

　　④　本人が不当な扱いを受けていると明確に言うことが、介入するかどうかの決め手

　　　となる。

　　⑤　本人が訴えを取り消す場合には、訴えの妥当性を判断する。

　　⑥　利用者の意思決定能力を見極める

　　　ア　記憶障害や機能の問題があっても、自分の安全性に関して適切に意思決定する

　　　　ことが可能である。ある一定期間ありのままの状態を観察し、高齢者の意思決定

　　　　能力を評価すること。

　　　イ　そのうえで、現在の環境に利用者がいることの危険性について判断する。危険

　　　　であれば、裁判所が後見人をたてたり、精神科の措置入院を検討しなければなら

　　　　ない場合もある。

　　⑦　利用者の訴えや、示唆された虐待を調査する

　　　ア　利用者からの訴えや虐待の可能性が観察されたら、できるだけ早く、医師、被

　　　　害者の親戚、在宅サービス提供者に紹介し、面接して情報を得る。

　　　イ　虐待をしていることが疑われる者との面接も、ケアの方向性を探るために有効

　　　　である場合もある。介護者に面接は通常高齢者と別々に行なうことになっている

　　　　と伝え、評価者と２人で面接し、介護者の善意や健康状態、能力について評価す

　　　　る。

　　　ウ　利用者は、評価者が虐待者と２人きりで面接することを嫌がるころがある。本

　　　　人の訴えが間違っていると言われる、仕返しされる、施設に入所させられる、家

　　　　族の支えをなくす、家族問題が露呈する、といったことを恐れるためである。

　　　エ　経済的な虐待は露骨な場合把握は難しいが、介護者が利用者に金銭を強要して

　　　　いる場合は、同時に身体的心理的虐待も引き起こす可能性がある。

（３）ケアの方向

　　①　要因を取り除く

　　　ア　虐待や放置、搾取への適切な対応は、個々のケースにより大きく異なる。

　　　イ　しばしば、ソーシャルワーカーは、家族とともにおこり得る虐待や放置に結び

　　　　つく要因を取り除いて、状況を静めさせることができる。

　　②　介護者から利用者を引き離す

　　　ア　訪問介護や短期入所、通所サービス、虐待をしている可能性のある、あるいは

　　　　怠惰な介護者から本人を引き離す時間的余裕をつくるために導入する。

（４）ケアを決定するための意思確認

　　①　すべての利用者に対し、以下を確認する。

　　　ア　緊急の身体的危険にさらされているが、そうであれば、評価者は直ちに高齢者

　　　　を現在の環境から移す（離す）手段をとる。

　　　イ　利用者は介入を受け入れるか。

　　　ウ　在宅サービスの導入や増加は、虐待の状況を改善できるか。

　　　エ　介護者が現在の介護負担に耐えられるよう、介護者に対するカウンセリングや

　　　　支援または医学的治療が必要か。

　　　オ　利用者の訴えに根拠がないようならば、精神科的診断や治療が必要か。

（５）再アセスメント

　　①　定期的な再アセスメントは、虐待の証拠が決定的でない場合も含めてすべての利

　　　用者に必要である。

（６）緊急体制を整える

　　①　利用者は援助を断ることもある。断られた場合は、緊急の援助（電話番号、適切

　　　な通報・相談先）について情報を書面で知らせ、適切な相談受付と対応の体制をと

　　　る必要がある。

８　高齢者の虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

第一章　総則

（目的）
第一条　この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にと

って高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。
２　この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事

者等以外のものをいう。
３　この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事

者等による高齢者虐待をいう。
４　この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為を

いう。
　一　養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為
　　イ　高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
　　ロ　高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人に

よるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
　　ハ　高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理

的外傷を与える

　　　言動を行うこと。
　　ニ　高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせるこ

と。
　二　養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢

者から不当に財産上の利益を得ること。
５　この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該

当する行為をいう。
　一　老人福祉法に規定する老人福祉施設若しくは有料老人ホーム又は介護保険法に規定

する地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養

型医療施設若しくは地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に

従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者に

ついて行う次に掲げる行為
　　イ　高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
　　ロ　高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護す

べき職務上の義務を著しく怠ること。
　　ハ　高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理

的外傷を与える言動を行うこと。
　　ニ　高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせるこ

と。
　　ホ　高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を

得ること。
　二　老人福祉法に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法に規定する居宅サービ

ス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域

密着型介護予防サービス事業若しくは介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）

において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者

について行う前号イからホまでに掲げる行為

（国及び地方公共団体の責務等）
第三条　国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速か

つ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

２　国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

３　国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

第四条　国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）
第五条　養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介

護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

２　前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章　養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

（相談、指導及び助言）
第六条　市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた

高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとす

る。

（養護者による高齢者虐待に係る通報等）
第七条　養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者

の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しな

ければならない。
２　前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見

した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
３　刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定によ

る通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条　市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する

届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上

知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（通報等を受けた場合の措置）
第九条　市町村は、通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受

けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、当該市町村と連携協力する者とその対応について協議を行うものとする。

２　市町村又は市町村長は、通報又は届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高

齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養

護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認

められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法に規定する老人短期入所施設

等に入所させる等、適切に措置を講じ、又は、適切に審判の請求をするものとする。

（居室の確保）
第十条　市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法の規定に

よる措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（立入調査）
第十一条　市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危

険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法の規定により設置する地域包

括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該

高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。
２　前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その

身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならな

い。
３　第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認めら

れたものと解釈してはならない。

（警察署長に対する援助要請等）
第十二条　市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとす

る場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の

住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。
２　市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応

じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
３　警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又

は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の

職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法その他の法令の定めるところによ

る措置を講じさせるよう努めなければならない。

（面会の制限）
第十三条　養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法の措置が採られた

場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者

虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養

護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

（養護者の支援）
第十四条　市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者

に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。
２　市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を

図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要とな

る居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（専門的に従事する職員の確保）
第十五条　市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた

高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的

に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

（連携協力体制）
第十六条　市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた

高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法に規定する老

人介護支援センター、介護保険法項の規定により設置された地域包括支援センターその

他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合におい

て、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮し

なければならない。

（事務の委託）
第十七条　市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、相談、指導

及び助言、通報又は届出の受理、高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の

確認のための措置並びに養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部

を委託することができる。
２　前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員

又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り

得た秘密を漏らしてはならない。
３　通報又は届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が通報又は届

出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若

しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させ

るものを漏らしてはならない。

（周知）
第十八条　市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、通報又は届出の受理、養護者によ

る高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓

口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び

高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

（都道府県の援助等）
第十九条　都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互

間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。
２　都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要

があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章　養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

（養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置）
第二十条　養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の

実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業

に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その

他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

（養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等）
第二十一条　養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している

養介護施設又は養介護事業において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐

待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなけ

ればならない。
２　前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる

高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、

速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
３　前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われ

る高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならな

い。
４　養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出る

ことができる。
５　第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届

出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。
６　刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項

までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）

をすることを妨げるものと解釈してはならない。
７　養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由と

して、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条　市町村は、通報又は届出を受けたときは、当該通報又は届出に係る養介護施

設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐

待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の

事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。
２　前項の規定は、地方自治法の指定都市及び中核市については、厚生労働省令で定める

場合を除き、適用しない。

第二十三条　市町村が通報又は届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた

市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定さ

せるものを漏らしてはならない。都道府県が報告を受けた場合における当該報告を受け

た都道府県の職員についても、同様とする。

（通報等を受けた場合の措置）
第二十四条　市町村が通報若しくは届出を受け、又は都道府県が報告を受けたときは、市

町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保する

ことにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者

虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による

権限を適切に行使するものとする。

（財産上の不当取引による被害の防止等）
第二十七条　市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に

財産上の利益を得る目的で高齢者と行う取引による高齢者の被害について、相談に応じ、

若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者

虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関

の紹介の実施を委託するものとする。
２　市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者につい

て、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

（成年後見制度の利用促進）
第二十八条　国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の

保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見

制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等

を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章　罰則

第二十九条　第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰

金に処する。

第三十条　正当な理由がなく、立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定

による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさ

せず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

（検討）
２　高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対す

る虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

３　高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行

後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

４　身体拘束廃止

　介護保険施設（介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)，介護老人保健施設，介護療養型医療施設）における入所者に対する身体拘束は，平成12年4月の介護保険法施行に伴い，原則的に禁止されました。

介護保険指定基準では，「サービスの提供にあたっては，当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下，「身体的拘束等」という。）を行ってはならない」，「身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない」と定められています。

　ここで「身体的拘束等」として具体的に禁止される行為は，厚生労働省「身体拘束ゼロへの手引き」（平成１１年３月）に挙げられる以下の行為です。

＜身体拘束禁止の対象となる具体的な行為＞

①　徘徊しないように，車いすやいす，ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

②　転落しないように，ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

③　自分で降りられないように，ベッドを柵（サイドレール）で囲む。

④　点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように，四肢をひも等で縛る。

⑤　点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように，または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。

⑥　車いすやいすからずり落ちたり，立ち上がったりしないように，Ｙ字型拘束帯や腰ベルト，車いすテーブルをつける。

⑦　立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。

⑧　脱衣やおむつはずしを制限するために，介護衣（つなぎ服）を着せる。

⑨　他人への迷惑行為を防ぐために，ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。

⑩　行動を落ち着かせるために，向精神薬を過剰に服用させる。

⑪　自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

　また，例外的に身体拘束が認められる「緊急やむを得ない場合」とは，「切迫性」「非代替性」「一時性」の３つの要件を満たし，かつ，それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られています（身体拘束ゼロへの手引き）。

＜切迫性＞　　利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる
可能性が著しく高いこと

＜非代替性＞　身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

＜一時性＞　　身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

一方，介護報酬の面では，平成１８年度の改訂において，「身体拘束廃止未実施減算」が導入され，より一層の取組みが求められています。

「身体拘束廃止未実施減算」の内容は，介護保険指定基準を満たさない場合，１日につき５単位を所定単位数から減算するというものです。但し，この「身体拘束廃止未実施減算」は，施設において身体拘束等が行われていた場合ではなく，身体拘束等を行う場合の記録を行っていない場合に，入所者全員について所定単位数から減算することとなっており，「記録」の有無が重視された内容になっています。

*2013.04.17.文責：小湊 純一.。*